

- 改正 平成23年3月18日条例第18号
〔第1次改正〕
- 平成26年3月28日条例第21号
〔第2次改正〕
- 平成27年7月21日条例第44号
〔第4次改正〕
- 平成27年12月15日条例第60号
〔第5次改正〕
- 平成29年3月31日条例第19号
〔児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例第2条による改正〕
- 平成30年3月30日条例第17号
〔行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例附則第2項による改正〕
- 平成31年3月15日条例第12号
〔第7次改正〕
- 令和2年10月13日条例第88号
〔肥料取締法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例第1条による改正〕
- 令和4年3月31日条例第9号
〔第8次改正〕
- 平成25年3月29日条例第29号
〔北海道立衛生学院条例を廃止する条例附則第4項による改正〕
- 平成27年3月20日条例第6号
〔第3次改正〕
- 平成27年12月15日条例第55号
〔行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例附則第2項による改正〕
- 平成29年3月31日条例第11号
〔行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例附則第2項による改正〕
- 平成29年10月17日条例第51号
〔第6次改正〕
- 平成30年3月30日条例第30号
〔農林物資の規格化等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例第1条による改正〕
- 令和2年10月13日条例第83号
〔行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例附則第2項による改正〕
- 令和3年3月31日条例第4号
〔北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例附則第11項による改正〕

住民基本台帳法施行条例をここに公布する。

住民基本台帳法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定に基づき、法第30条の6第1項に規定する本人確認情報の提供及び利用並びに保護に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成23年条例18号・27年60号〕

(都道府県知事保存本人確認情報の提供を受ける道内の市町村の執行機関及び当該提供に係る事

務)

第2条 法第30条の13第1項に規定する区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であって条例で定めるもの(以下「道内の市町村の執行機関」という。)及び同項に規定する条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。

追加〔平成23年条例18号〕、一部改正〔平成27年条例60号〕

(道内の市町村の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供方法)

第3条 知事が行う法第30条の13第1項の規定による同項に規定する都道府県知事保存本人確認情報の道内の市町村の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から電気通信回線を通じて道内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に当該都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

追加〔平成23年条例18号〕、一部改正〔平成27年条例60号〕

(都道府県知事保存本人確認情報の利用に係る事務)

第4条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第2のとおりとする。

追加〔平成23年条例18号〕、一部改正〔平成27年条例60号〕

(都道府県知事保存本人確認情報の提供を受ける知事以外の道の執行機関及び当該提供に係る事務)

第5条 法第30条の15第2項第2号に規定する知事以外の道の執行機関であって条例で定めるもの(以下「知事以外の道の執行機関」という。)及び同号に規定する条例で定める事務は、別表第3のとおりとする。

追加〔平成23年条例18号〕、一部改正〔平成27年条例60号〕

(知事以外の道の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供方法)

第6条 知事が行う法第30条の15第2項(第2号に係る部分に限る。)の規定による同項に規定する都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の道の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の道の執行機関の使用に係る電子計算機に当該都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

追加〔平成23年条例18号〕、一部改正〔平成27年条例60号〕

(北海道本人確認情報保護審議会)

第7条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会(以下「審議会」という。)の名称は、北海道本人確認情報保護審議会とする。

一部改正〔平成23年条例18号・27年60号〕

第8条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成23年条例18号〕

第9条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成23年条例18号〕

第10条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

一部改正〔平成23年条例18号〕

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

一部改正〔平成23年条例18号〕

第12条 第7条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

一部改正〔平成23年条例18号〕

附 則

この条例は、平成14年8月5日から施行する。

附 則（平成23年3月18日条例第18号）

〔住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第29号抄）

〔北海道立衛生学院条例を廃止する条例の附則〕

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第21号）

〔住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第6号）

〔住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年7月21日条例第44号）

〔住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月15日条例第55号抄）

〔行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の附則〕

（施行期日）

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成27年12月15日条例第60号）

〔住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日条例第11号抄）

〔行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成29年3月31日条例第19号）

〔児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月17日条例第51号）

〔住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第17号抄）

〔行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成30年3月30日条例第30号）

〔農林物資の規格化等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日条例第12号）

〔住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年10月13日条例第83号抄）

〔行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月13日条例第88号)

〔肥料取締法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日条例第4号抄)

〔北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例の附則〕

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(規則への委任)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(検討)

- 10 知事は、施行日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和4年3月31日条例第9号)

〔住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、令和4年6月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

提供を受ける道内の市町村の執行機関	事務
1 市町村長	地方税法（昭和25年法律第226号）又は市町村の条例による市町村税その他の同法の徴収金の賦課又は徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2 市町村長	地方税法第20条の4第1項の規定による嘱託を受けた徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
3 市町村長	地方税法による市町村税に関する犯則事件の調査に関する事務であって規則で定めるもの
4 市町村長	市町村の条例による水道法（昭和32年法律第177号）第14条第1項の料金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5 市町村長	市町村の条例による墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の墓地の使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
6 市町村長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第2項の規定による同法第51条第4号又は第5号に規定する費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
7 市町村長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）若しくは介護保険法（平成9年法律第123号）又は市町村の条例による保険料その他これらの法律の徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
8 市町村長	土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに掲げる事業の用に供するための土地等の取得に関する事務であって規則で定めるもの
9 市町村長	市町村の条例による道路法（昭和27年法律第180号）の道路の占用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
10 市町村長	市町村の条例による港湾法（昭和25年法律第218号）の水域若しくは公共空地の占用料若しくは土砂採取料又は入港料その他の料金の徴

	収に関する事務であって規則で定めるもの
11 市町村長	市町村の条例による公営住宅（当該市町村が自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸するための住宅をいう。）の家賃等の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
12 市町村長	市町村の条例による下水道法（昭和33年法律第79号）第20条第1項の使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
13 市町村長又は教育委員会	市町村が学生等に対しその修学に必要な資金を貸し付けた場合における当該資金の返還に関する事務であって規則で定めるもの

追加〔平成23年条例18号〕、一部改正〔平成26年条例21号・29年19号〕

別表第2（第4条関係）

- 1 北海道恩給条例（大正12年北海道庁令第174号）による年金である恩給の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 2 地方税法又は北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）若しくは北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）による道税その他の徴収金の賦課又は徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 3 地方税法第20条の4第1項の規定による嘱託を受けた徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 4 地方税法による道税に関する犯則事件の調査に関する事務であって規則で定めるもの
- 5 私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）における授業料の負担の軽減を図るための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
- 6 私立の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の専攻科における授業料の負担の軽減を図るための支援金（次表の3の項において「支援金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 7 私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）及び私立の高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科における授業料以外の教育に係る経費の負担の軽減を図るための給付金（次表の4の項において「給付金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 8 高等学校等を退学した後に私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 9 行政書士法（昭和26年法律第4号）の行政書士試験に係る合格証明書の交付に関する事務であって規則で定めるもの
- 10 北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）による特定の開発行為の許可又は当該許可に基づく地位の承継の承認に関する事務であって規則で定めるもの
- 11 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）による同法第61条第1項の指示又は同条第3項の命令に関する事務であって規則で定めるもの
- 12 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）による同法第7条第1項の指示、同法第8条第1項若しくは第2項若しくは第8条の2第1項若しくは第2項の命令、同法第14条第1項若しくは第2項の指示、同法第15条第1項から第3項まで若しくは第15条の2第1項若しくは第2項の命令、同法第22条第1項の指示、同法第23条第1項若しくは第2項若しくは第23条の2第1項若しくは第2項の命令、同法第38条第1項から第4項までの指示、同法第39条第1項から第5項まで若しくは第39条の2第1項から第4項までの命令、同法第46条第1項の指示、同法第47条第1項若しくは第2項若しくは第47条の2第1項若しくは第2項の命令、同法第56条第1項若しくは第2項の指示、同法第57条第1項から第3項まで若しくは第57条の2第1項若しくは第2項の命令、同法第58条の12第1項の指示又は同法第58条の13第1項若しくは第2項若しくは第58条の13の2第1項若しくは第2項の命令に関する事務であって規則で定めるもの
- 13 北海道消費生活条例（平成11年北海道条例第43号）による同条例第9条第3項の勧告、同条例第9条の2の情報の提供、同条例第15条第2項、第15条の2第3項若しくは第17条第3項の勧告、同条例第17条の2の情報の提供又は同条例第19条第2項若しくは第20条第2項の勧告に関する事務であって規則で定めるもの

- 14 北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例（令和3年北海道条例第4号）附則第3項及び第4項の規定によりなおその効力を有することとされた同条例附則第2項の規定による廃止前の北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例（昭和36年北海道条例第84号）による修学資金の償還に関する事務であって規則で定めるもの
- 15 北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例附則第6項及び第7項の規定によりなおその効力を有することとされた同条例附則第2項の規定による廃止前の北海道看護職員養成修学資金貸付条例（昭和38年北海道条例第19号）による修学資金の返還に関する事務であって規則で定めるもの
- 16 北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例による修学資金の返還に関する事務であって規則で定めるもの
- 17 特定疾患（治療が極めて困難であり、かつ、その治療に要する費用が高額である疾患で知事が定めるものをいう。以下この事項において同じ。）に係る治療研究費（特定疾患に係る医療に要する費用で難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の特定医療費に相当するものをいう。）の交付に関する事務であって規則で定めるもの
- 18 北海道心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年北海道条例第5号）による共済制度の加入の承認又は年金受給権者の現況の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 19 北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例（平成5年北海道条例第4号）による修学資金の返還に関する事務であって規則で定めるもの
- 20 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）第4条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）第3条第1項第1号に掲げる資金の償還に関する事務であって規則で定めるもの
- 21 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号ロ又はハに規定する資金の償還に関する事務であって規則で定めるもの
- 22 採石法（昭和25年法律第291号）による採石業者の登録に関する事務であって規則で定めるもの
- 23 砂利採取法（昭和43年法律第74号）による砂利採取業者の登録に関する事務であって規則で定めるもの
- 24 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第18条第2号に掲げる給付金の受給資格の認定に関する事務であって規則で定めるもの
- 25 農薬取締法（昭和23年法律第82号）による販売者の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 26 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）による同法第22条第1項若しくは第2項前段又は第23条第1項若しくは第2項前段の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 27 北海道漁港管理条例（昭和32年北海道条例第31号）による甲種漁港施設の利用料、使用料又は占用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 28 土地収用法第3条各号のいずれかに掲げる事業の用に供するための土地等の取得に関する事務であって規則で定めるもの
- 29 都市計画法（昭和43年法律第100号）による開発行為の許可又は当該許可に基づく地位の承継の承認に関する事務であって規則で定めるもの
- 30 北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）による屋外広告業の登録又は同条例第11条の管理者の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 31 北海道収入証紙条例（昭和39年北海道条例第26号）による元売りさばき人又は売りさばき人の指定に関する事務であって規則で定めるもの

追加〔平成23年条例18号〕、一部改正〔平成25年条例29号・27年6号・44号・55号・29年51号・30年17号・30号・31年12号・令和2年83号・88号・3年4号・4年9号〕

別表第3（第5条関係）

提供を受ける知事以外の道の執行機関	事務
-------------------	----

1	教育委員会	北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）による授業料等の減免に関する事務であって規則で定めるもの
2	教育委員会	北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付条例（昭和49年北海道条例第13号）による学資金の貸付に関する事務であって規則で定めるもの
3	教育委員会	公立の高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科における支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4	教育委員会	国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）及び国立又は公立の高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科における給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5	教育委員会	高等学校等を退学した後に公立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6	教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの
7	教育委員会	道立の中等教育学校の前期課程における学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費についての援助に関する事務であって規則で定めるもの
8	教育委員会	道立の高等学校の募集停止に伴う高等学校の生徒の通学又は下宿に要する経費の負担の軽減を図るための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
9	監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）による住民監査請求に関する事務であって規則で定めるもの
10	公安委員会	道路交通法（昭和35年法律第105号）による放置違反金の納付命令又は徴収に関する事務であって規則で定めるもの

追加〔平成23年条例18号〕、一部改正〔平成26年条例21号・29年11号・30年17号・令和2年83号〕